



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

236	軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税務課)..... 1
237	形質変更時要届出区域の指定	(環境管理課)..... 1
238	大規模小売店舗の新設の届出	(商工振興課)..... 2
239	道路の区域変更	(道路保全課)..... 3
240	道路の供用開始	(")..... 3
241	道路の区域変更	(")..... 4
242	道路の供用開始	(")..... 4
243	急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)..... 4
244	道路の位置の指定	(都市政策課)..... 5

○ 内水面漁場管理委員会告示

1	令和4年度第五種共同漁業権に係る増殖目標量の決定 5
---	--------------------------	---------

告 示

和歌山県告示第236号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項及び和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）第58条の5第2項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

令和4年2月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 特約業者の氏名又は名称
和歌山米油販売株式会社
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
和歌山市次郎丸7番地
- 3 特約業者の指定取消しの年月日
令和4年2月14日

和歌山県告示第237号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、同条第2項に規定する形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和4年2月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 形質変更時要届出区域
和歌山県御坊市名田町上野字高座1745番1の一部（別図のとおり）
- 2 形質変更時要届出区域において、土壤の汚染状態が土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

基 準	特定有害物質の種類
-----	-----------

規則第31条第2項の基準

鉛及びその化合物

（別図は、省略し、その図面を和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び御坊保健所衛生環境課並びに御坊市市民福祉部環境衛生課に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第238号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和4年2月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）フォレストモール岩出
和歌山県岩出市中迫字塚本144番外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社フォレストモール 代表取締役 今西弘康
東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 新宿住友ビル11階
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 大桑弘嗣
和歌山県和歌山市中島185番地の3
株式会社良品計画 代表取締役 堂前宣夫
東京都豊島区東池袋四丁目26番3号
株式会社サンドラッグ 代表取締役 貞方宏司
東京都府中市若松町一丁目38番地の1
他 未定2者
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和4年10月1日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
6,660㎡
- 6 駐車場の収容台数
405台
- 7 駐輪場の収容台数
101台
- 8 荷さばき施設の面積
372㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
49.7㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後9時45分

11 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時まで

12 駐車場の自動車の出入口の数

5か所（敷地北側、敷地北西側、敷地西側、敷地南西側、敷地東側）

13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設A③④ 午前6時から午前8時30分まで

荷さばき施設A①②、B、C①②③ 午前6時から午後10時まで

14 届出年月日

令和4年1月31日

15 届出等の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）

岩出市事業部産業振興課（岩出市西野209番地）

16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和4年2月25日から同年6月24日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第239号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年2月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 興加茂郷停車場線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海南市下津町引尾字宮ノ前49番1地先から同市下津町引尾字向ノ原676番1地先まで	旧	3.09 ） 4.68	71.09	
同上	新	3.09 ） 4.68	71.09	
同上	新	4.40 ） 13.08	69.77	

和歌山県告示第240号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年2月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 興加茂郷停車場線

供用開始の区間 海南市下津町引尾字宮ノ前49番1地先から同市下津町引尾字向ノ原676番1地先まで

供用開始の期日 令和4年2月25日

和歌山県告示第241号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年2月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 江川小松原線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
御坊市湯川町小松原字東ノ坪111番1地先から同市湯川町小松原字西ノ坪300番1地先まで	旧	3.80 } 6.44	145.10	
同上	新	3.80 } 6.44	145.10	

和歌山県告示第242号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年2月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 江川小松原線

供用開始の区間 御坊市湯川町小松原字東ノ坪111番1地先から同市湯川町小松原字西ノ坪300番1地先まで

供用開始の期日 令和4年2月25日

和歌山県告示第243号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和4年2月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

下滝本4地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から6号までを順次結んだ線及び標柱1号と6号を結んだ線によって囲ま

れた区域。この場合において各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	日高郡	日高川町	船津	大峪	1615番	
2号	〃	〃	〃	〃	1614番1	
3号	〃	〃	〃	〃	1613番1	
4号	〃	〃	〃	〃	1613番2	
5号	〃	〃	〃	森	290番2地先	水路敷
6号	〃	〃	〃	〃	288番	

和歌山県告示第244号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和4年2月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3571	田辺市秋津町字中芝328番1の一部、329番1の一部	田辺市秋津町289番地の2 有限会社エスケイハウジング 代表取締役 鈴木基悦	令和 4. 2. 14	5.00	30.81

内水面漁場管理委員会告示

和歌山県内水面漁場管理委員会告示第1号

令和4年度第五種共同漁業権に係る増殖目標量を次のとおり定める。

令和4年2月25日

和歌山県内水面漁場管理委員会会長 大 杉 達

漁 業 権 者	漁業権番号	漁業権の内容	増殖目標量（以上）
紀和町漁業協同組合外5組合	和内共第1号	あゆ	560,000尾
		あまご	10,000尾
		うなぎ	20kg
紀ノ川漁業協同組合	和内共第2号	あゆ	210,000尾
		もくずがに	10,000尾
	和内共第37号	あまご	10,000尾
貴志川漁業協同組合	和内共第3号	あゆ	60,000尾
	和内共第38号	あまご	20,000尾
玉川漁業協同組合	和内共第4号	あゆ	80,000尾
		あまご	20,000尾
有田川漁業協同組合	和内共第6号	あゆ	490,000尾
		もくずがに	15,000尾
	和内共第39号	あまご	20,000尾
日高川漁業協同組合	和内共第13号	あゆ	400,000尾

		こい	20,000尾
		もくずがに	15,000尾
		うなぎ	20kg
	和内共第15号	あまご	80,000尾
切目川漁業協同組合	和内共第16号	あゆ	10,000尾
		もくずがに	10,000尾
南部川漁業協同組合	和内共第17号	あゆ	10,000尾
		もくずがに	10,000尾
富田川漁業協同組合	和内共第18号	あゆ	110,000尾
		もくずがに	5,000尾
	和内共第19号	あまご	10,000尾
日置川漁業協同組合	和内共第20号	あゆ	230,000尾
		あまご	40,000尾
		うなぎ	10kg
古座川漁業協同組合	和内共第26号	あゆ	250,000尾
		もくずがに	10,000尾
	和内共第27号	あまご	10,000尾
	和内共第28号	あまご	10,000尾
七川漁業協同組合	和内共第29号	あゆ	40,000尾
		あまご	10,000尾
		うなぎ	10kg
太田川漁業協同組合	和内共第33号	あゆ	20,000尾
熊野川漁業協同組合	和内共第34号	あゆ	70,000尾
		あまご	10,000尾
		うなぎ	2kg
	和内共第35号	あゆ	70,000尾
		あまご	10,000尾
		うなぎ	4kg
	和内共第36号	あゆ	140,000尾
あまご		10,000尾	
うなぎ		14kg	

(注)

- 増殖目標量の数量は、種苗放流の数量とする。
- 「こい」については、令和3年5月18日付け和歌山県内水面漁場管理委員会指示第1号により、他水域への持ち出し等の禁止、放流等の制限が行われている。
- 各魚種の種苗放流基準は、次のとおりとする。
 - あゆ 平均体重3g以上
 - あまご 平均体重3g以上
 - うなぎ 平均体重1g以上
 - もくずがに 平均甲幅5mm以上
 - こい 平均体重5g以上